

日本再生医療学会施行細則

会 費

- 第 1 条 年会費は個人会費 1 万円、学生会員 5 千円とし、法人会員の年会費は一口 7 万円とする。
- 第 2 条 会費を 2 年間滞納のときはその旨通知する。通知後 3 ヶ月以内に振込みのない場合には退会とする。

役員を選任

- 第 3 条 役員を選出は評議員の無記名投票による。但し委任状による投票は認めない。
(理事及び監事の選任)
- 第 4 条 理事は、その選任の方法により、選挙によって選任される理事 (以下、選挙理事と略記) と、選挙によらないで選任される理事 (以非選挙理事と略記) とに区分する。
- 第 5 条 理事は各分野のバランスを考え理事会で候補者を推薦し、その中から、評議員の選挙により選出される。
- 第 6 条 本会に選任業務を管理する選挙管理委員会を置く。選挙管理委員の定数及び選挙方法については、別に定める。
- 第 7 条 選挙理事 (常任理事含む) の定数は 20 名以内、監事の定数は 2 名以内とする。
- 第 8 条 評議員は理事・監事の候補者となることができる。
(非選挙理事の選任)
- 第 9 条 非選挙理事の候補者を選考するため、
非選挙理事選考委員会以下、(選考委員会と略記) を置く。選考委員の定数については、別に定める。
- 第 10 条 非選挙理事候補者は、理事会の議決を経て非選挙理事とする。

評議員の選出

- 第 11 条 評議員は別に定める資格を有する応募者の中から評議員選考委員会で選出され理事会の議を経た者とする。
- 第 12 条 評議員になりうる者は、次の資格のすべてを有するものとする。
1. 連続 3 年以上の会員で、評議員に応募する時点において会費を完納している者
 2. 任期中に評議員会に出席しない場合は、次期評議員の候補者となることができない。ただし、書面をもって意思表示をした場合は出席とみなすことができる
- 第 13 条 評議員に応募する者は、期日までに履歴書ならびに業績目録を提出するものとする。

第14条 評議員選考委員会は提出された前項の書類に基づいて選考を行い、評議員候補者を選出して理事会に報告する。

第15条 評議員選考委員会は約10名とし、理事会で選出される。原則として理事から5名、役員以外の評議員から5名を選出するものとする。

2 選挙管理委員会の任期は次の選挙が行われる前年の総会終了日におわる

評議員の任期と定年

第16条 評議員の任期は3年とし、再任を妨げない。任期は理事長が委嘱した日から次期評議員委嘱の前日までとする。

第17条 評議員の定年は満65歳とする。

副会長の選任

第18条 理事・評議員は副会長の候補者となることができる。

評議員会の議決によって、選挙を行なうことなく次年度の会長として選任することができる。

投稿に関する細則

第19条 理事長は年次学会大会の発表の中から優秀演題を選定する委員長を選任する。

第20条 委員長により選任された委員の投票により優秀演題に選ばれた演題は優先的にCell Transplantationに投稿できる。

学会の事業に関する細則

第21条 各委員会で事業をおこなうための資金については、予め予算案を財務委員会に申請する。

附 則

(1) 本細則は、理事会及び評議員会の議決を得なければ変更することができない。

(2) 本細則は、平成13年5月1日から実施する。

(3) 本細則は、平成16年3月25日から改正する。

(4) 規則改正に基づく過渡期における臨時措置として、以下の通りに定める。

学会発足当初の役員の任期は平成19年の年次学会大会終了の日までとし、再任を妨げないが、連続2期までとする。

役員の定年の規定は平成19年の学会大会終了の日以降に適用される。

(5) 本細則第1条は、平成18年度会費より適用する。

(6) 本細則は、平成18年3月9日より改正する。

(7) 本細則は、平成21年3月6日より改正する。